

「学校安心ルール」しんたつモデル

(大阪市立新箕中学校)

＜基本的な考え方＞

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会学校」をめざしています。

○第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

段階	対応	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他社会のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束事		・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する ※すべての項目において、SNS等への書き込みも含む				・生徒が学校安心ルールを守れるように、全教員で全生徒を信じて見守る
第1段階		・授業に理由がなくおくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きをする ・学校の物を勝手に使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・複数の教員による個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階		・授業のじゃまをする ・授業中に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことをしたり言ったりする	・学校の物をこわす ・夜中に散歩徘徊する ・カードやゲーム等で賭け事をする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階		・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・嫌がることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、捨てたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなど暴力をふるう	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙などの法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導および学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
		第3段階よりも重いとされる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				